

## 第6章 排出抑制等に係る施策

### 1) 排出抑制策

第5章に掲げた数値目標の達成を目指すための具体的な施策として、以下に市、市民、事業者の取組むべき方策を掲げ、その目標に向けての内容を示します。

#### (1) 市における方策

市は、排出抑制策も含めた減量化・再資源化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとし、以下に示すような施策について、検討、実施していくものとします。

※以下施策の実施時期を右欄（継続・短期・中期）に示します。実施時期については、継続は現状で実施している施策を継続を示し短期は5年以内（平成24年度から平成28年度）、中期は5～10年以内（平成29年度から平成33年度）、の実施を示し、表中の表示はそれぞれ下記のとおりとします。

「————▶」：実施時期

「◆」：検討開始時期

「-----▶」：検討施策の検討期間及び実施予定時期

「○」：重点課題

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	継続	短期	中期	重点
体制整備	一般廃棄物の減量化対策を実効性のあるものとするため、以下に示す体制整備を検討するものとします。				
現状の発展	○市民、事業者、市は協働、連携し、ごみ減量施策等に取り組んでいきます。	————▶			
市民・事業者・行政の協議の場の設置	○一般廃棄物処理計画懇話会を平成22年度設置	————▶			
人材の育成	○リサイクル活動を率先して行う人材の育成に向けた、環境教育の推進やリサイクル活動の紹介などの啓発に努めます。		◆————▶		
分別指導の徹底	○ごみの減量化・再資源化を図るため、分別指導員による指導の徹底を図ります。 ○廃棄物減量等推進員や市民団体との連携を図り、分別の向上を目指します。 ○ごみの分別の徹底を図るため、ごみの見える化の検討を行います。	————▶		————▶	○
廃棄物減量等推進員活動の推進	○一般廃棄物の減量化対策等を実効性のあるものとするため、ごみの減量化・再資源化に取り組む廃棄物減量等推進員の活動を推進します。	————▶			
環境美化の推進	○「長岡京市まちをきれいにする条例」の施行にともない、環境美化推進員を配置し、市民や事業者関係者に積極的にポイ捨て禁止等の意識向上を図ります。 ○環境美化推進員の活動報告を基にごみのポイ捨て等の目立つ場所では、ポスター・看板の設置等による呼びかけ強化を図ります。	————▶		————▶	

拠点回収の拡充	○資源回収の拠点として市民が日常的に利用できるような公民館等の拠点数の拡充を検討していきます。		◆	----->	
ごみ減量推進店の拡充	○過剰包装の縮減・マイバッグ推奨・資源ごみの分別・拠点回収等を実施する商店等（エコストア・エコオフィス）の推進を図ります。 ○レジ袋の削減のため、レジ袋の有料化・ポイント制等について、府と連携し検討を進めていきます。		◆	----->	○
収集運搬体制の検討	○市は、資源回収拡大など状況に応じて、継続的に適正な収集運搬が確保されるよう努めます。 ○高齢者・障がい者等で、ごみステーションまでごみを持ちだすことが困難な方々の、収集方法を検討します。		◆	----->	○
分別区分の検討	○市の収集・処分の状況、社会情勢も踏まえて、近隣市等を参考に分別区分を検討します。 ○生ごみ・木類リサイクルシステムの検討		◆	----->	○
事業系廃棄物の減量化の推進	○事業系一般廃棄物の減量・再資源化を図っていくため、民間処理施設の活用も考慮に入れながら、生ごみリサイクルシステムの構築・小規模事業所での古紙等資源ごみのリサイクルシステムの構築のための検討を図ります。		◆	----->	○
啓発、教育、指導	市民、事業者に対してごみの減量化・再資源化、さらにはごみの適切な排出の推進に向け、啓発、指導を徹底するとともに、学校では、児童・生徒の発達段階を踏まえて身近な環境問題に関心を持つ教育に積極的に取り組んでいきます。				
挑戦目標の設定	○市の減量目標達成に向けた市民の行う減量取り組みを具体的に設定し、市は広報啓発に努め、それらの取り組みを推進していきます。				
広報ツールの検討	○ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や啓発が重要であることから、広報紙の掲載等、広報ツールの検討を行っていきます。 ・ごみ減量のしおりの内容充実 ○継続的な情報提供を行っていきます。		◆	----->	○
市民参加型のイベントへの支援・協力	○資源に対する理解を深める市民参加型イベントに対して情報の提供などの協力を行います。 ○イベント開催時に、ごみの減量化・再資源化の広報啓発、情報提供等の実施を検討します。		◆	----->	
ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	○ごみの発生・排出抑制を図るとともに、ごみ減量・再資源化の取り組み事例の紹介等、市民及び事業者のリサイクル意識の普及啓発等を充実させていきます。 ・広報紙、リーフレット等による広報啓発 ・市のホームページを利用した啓発				
家庭系ごみの分別精度の向上の指導及び啓発	○分別精度の向上を図るため、分別の指導・啓発を図っていきます。資源ごみについては、異物が混入していると再資源化されないことを広報していきます。そのプラスチック類等混入が見られることから、正しい排出方法について継続して広報啓発及び分別の周知徹底を図っていきます。 ・分別指導員による直接指導 ・広報紙、リーフレット等による広報啓発 ・市のホームページを利用した広報啓発				

家庭系ごみの分別精度の向上の指導及び啓発	○排出指導の徹底を図るため、現在シルバー人材センターの人員を活用し実施している分別排出指導に合わせ、廃棄物減量等推進員及び自治会等市民団体と共に、適正排出指導について継続的な取り組みを行います。								
環境教育の推進	○循環型社会の形成を目指した環境教育・環境学習を推進していきます。ごみ問題の解決には、幼児期の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図っていきます。 ①幼児からの環境教育の推進 親子での取り組み、保育所などで幼児期からの環境教育の推進を図ります。 ②小・中学校へのはたらきかけ 校長会等で依頼し、下記の事項を推進していきます。 ・児童・生徒用の副教材の作成 ・ごみ処理施設等の見学会・体験学習の実施 ・訪問授業・出前講座の実施 ○学校での取り組みを家庭でも取り組める方法で推進します。 ○環境教育の推進に向け、関係部署と協議、調整をし、検討を進めていきます。 ○自治会長会等で協力依頼を行い、出前講座等の開催します。 ○環境学習としての企業見学に向け、情報提供を行うとともに、受入企業の拡大に向けて検討していきます。								
事業者に対するの広報啓発	○事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量化・再資源化の広報を行っていきます。 ○事業系廃棄物の実態把握のため、事業所に対し、アンケート調査を実施します。								
古紙等集団回収量拡大の広報啓発	○新聞・雑誌・ダンボール・紙パックの他、雑紙・古繊維の回収について回収量拡大の広報に努めます。								
情報提供	組合における処理方法の広報	○ごみ処理意識の向上を図るため、組合でごみがどのように処理されているかについて、市のホームページ等を通じて広報していきます。また、組合議会での内容についても、ホームページ等を通じて広報していきます。							
	処理費用等の広報	○ごみ処理量、ごみ処理費、減量化量等の広報を行っていきます。また、ごみ処理費は税金で賄われていることも併せて広報していきます。							
助成制度	ごみの排出抑制・リサイクルを推進していくためには、市民活動への支援が必要であり、市全域に継続していくものとします。								
	集団回収の支援の継続	○集団回収の資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源回収支援をさらに継続していきます。再資源化をさらに推進するため、助成品目の検討、PRを強化します。							
	ごみ減量推進協力店の推進	○ごみ減量推進店の拡充を図り、協力店は市のホームページ等で紹介し、認定を受けた店舗の利用を消費者に推奨します。							

	表彰制度の実施	○市民・事業者が主体となった、ごみ減量・リサイクル実践活動等の拡大を目指して、市内においてそれらの活動を推進するとともに、実績を上げている個人・市民団体・事業者の活動内容を表彰する制度を検討します。 ・減量推進協力店に対する表彰の検討 ・ごみ減量に取り組む市民団体や事業者への表彰の検討		◆	-----	▶	
手数料	家庭ごみの有料化の検討	○ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保するため、さらなるごみの減量化施策の一つとして有料化について調査・研究していきます。有料化にあたっては、他の減量化施策の実施や段階的な導入方法の研究・検討等、十分実施した後にいきます。		◆	-----	▶	
	事業系ごみの費用負担の適正化	○事業系ごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化を推進するため、適正な処理手数料の設定を検討していきます。		◆	-----	▶	

**【参考】有料化についての効果、課題**

**【国の基本方針】**

平成22年12月に変更された『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』において地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」とされています。

**【効果】**

- ・減量効果  
経済的インセンティブが働くため、3Rの推進・減量効果が大きい。
- ・公平性  
排出量に応じた処理手数料を徴収することにより、負担の公平化が図れます。
- ・その他  
他の施策を実施しながら住民のごみに関する意識を高め、継続的に減量効果が得られます。

\*全国市町村 1,747 団体のうち、1,051 団体 60.2%が有料化を実施しています。(H23.4.1 現在)

**【課題】**

- ・住民合意  
現在、処理経費が一般財源で賄われているため、市民にとっては負担増と受け止められる恐れがあります。
- ・不法投棄増加  
調査から懸念するほど不法投棄の増加がないとの報告もありますが、不法投棄の増加が心配されます。
- ・野焼きの増加  
野焼きの増加が懸念されます。

## (2) 市民における方策

市民は、廃棄物処理法において、ごみの減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされています。以下に市民の取り組むべき事項と、それに向けた市の施策を示します。

市民の取り組むべき事項		達成に向けた市の支援策	継続	短期	中期	重点
資源化	分別精度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの分別についてわかりやすく説明した「ごみ減量のしおり」の作成・配布を行うとともに、広報・ホームページを通じて市民に適正な分別を啓発し、精度の向上を図っていきます。</li> <li>○自治会や市民団体を通じて、日常的なマナーの徹底を図るよう呼びかけていきます。</li> </ul>			→	○
	資源ごみ回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源ごみ回収として実施しているカン類、ビン類、ペットボトル、その他プラスチック類は、決められた排出方法で出すよう努めるほか、生きビンについては販売店に戻す等、資源としての再利用に努めることが重要であり、市として積極的に指導、広報啓発を行っていきます。</li> </ul>			→	
	拠点回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○紙パックの拠点回収を、市役所入り口で実施しているが、さらに市民の協力を得るため、公共施設での回収を検討していきます。</li> </ul>		◆	-----→	
	集団回収の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団回収は、ごみ減量、再資源化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであるから、積極的に参加するよう広報啓発に努めます。</li> </ul>			→	○
	不要品活用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭で要らなくなった家庭用品等の不要品を、必要な家庭に譲る「家庭用品活用コーナー」は、再利用の観点からも有効であり、広報・ホームページで啓発していきます。</li> </ul>			→	
	小売店での資源回収の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スーパーでは、ペットボトル、トレイ、卵パック等を回収しており、市として広報啓発していきます。また、エコストアにも資源回収を働きかけていきます。</li> </ul>			→	
自家処理	生ごみ堆肥化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○EMボカシ等を使って堆肥を作り、「エコ農園」で花や野菜栽培に取り組み、生ごみの減量化を実践しています。また、堆肥化容器の購入費補助を継続していきます。</li> </ul>			→	
排出（発生）抑制		無駄なものやごみになるものは買わないなど、ごみとして出すものを極力削減するよう努めます。			→	
	過剰包装の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>○買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、マイバッグ等持参するよう、広報啓発を行っていきます。</li> <li>○贈物等の際も簡易包装のものを選ぶなど、配慮に努めるよう広報啓発を行っていきます。</li> </ul>			→	○
	使い捨て製品の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使い捨て製品や容器の使用を抑制し、再使用可能な容器などを積極利用し、詰め替え製品を使用するよう広報啓発を行っていきます。</li> </ul>			→	

再生品の使用 拡大	○トイレットペーパー等に再生品を使用するよう、広報啓発を行っていきます。				→
生ごみの水切り	○厨芥ごみは、水切りを徹底するだけでも減量効果が大きいので、広報啓発を行っていきます。 ○生ごみ処理機の購入費補助を継続していきます。				→
エコクッキングの推奨	○台所から発生する生ごみを少なくするための調理方法や市民団体によるエコクッキング教室の開催を推進し、市民のごみ減量意識の高揚と厨芥ごみの減量を図っていくよう、広報啓発を行っていきます。				→
グリーンコンシューマー活動	○「消費する」という行動の際に環境に配慮することにより、ごみのもとを減らすだけでなく、事業者の活動内容や社会システムをも変えていくことができます。広報を通じてこの活動を普及させ、ごみ減量・リサイクルの推進を図っていきます。				→
不要品活用制度の活用	○「家庭用品活用コーナー」の積極的な利用を図るよう、広報啓発に努めます。				→
家具・家電製品の修理・衣類のリフォームの推進	○家具・電化製品の修理、衣類のリフォーム等により、ものをできるだけ長期に渡り使用することが、排出抑制の一手法となることから、積極的に広報啓発を行っていきます。				→

※グリーンコンシューマー：買物をする際に「必要なものだけ買う」「使った後、リサイクルできるものを選ぶ」等を念頭において行動する消費者

### (3) 事業所における方策

事業者は、廃棄物処理法において、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみ減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされています。以下に事業者の取り組むべき事項と、それに向けた市の施策を示します。

事業者の取り組むべき事項		達成に向けた市の支援策	継続	短期	中期	重点
排出抑制	長期利用可能な製品等の検討	○長期間利用可能な製品の開発、再生利用しやすい製品の開発を努めるよう、国や京都府等の上位団体と連携をとり、業界団体へ取り組みを促していきます。			→	
	事業所における排出抑制	○事業所における自己処理、分別の徹底、減量化に取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。 ○許可業者が収集運搬を行っている事業所に対し、許可業者がごみの発生抑制・適正分別の指導を行う。 ○事業所が再資源化に取り組めるよう、事業所から発生する生ごみリサイクルシステムの構築、資源リサイクルシステムの構築の検討を図ります。		◆	→	○
	過剰包装の抑制	○レジ袋の有料化について、京都府と連携して業界団体へ取り組みを促していきます。同時に市民へのマイバッグ持参の呼びかけも継続し、レジ袋削減を進めます。		◆	→	
	流通包装廃棄物の排出抑制	○家電製品等の梱包材においては、その量を極力抑制するとともに、通い箱やリサイクルできる梱包材の使用に努めるよう、国や京都府と連携を図り、業界団体へ取り組みを促していきます。			→	
	製造・流通事業者による自主回収・資源化	○空きカンや空きビン等の資源として再生可能なものは、製造・流通事業者による自主回収の促進が必要であり、国や京都府等の上位団体と連携を図り、業界全体へ取り組みを促していきます。			→	
	再生使用可能な容器等の導入	○使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るよう、国や京都府と連携を図り、業界団体へ取り組みを促していきます。			→	
その他	再生品の使用	○事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等は、再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する材料等についても再生品の使用に努めることが重要であり、市として広報啓発を行っていきます。			→	
	大規模事業者による減量計画書作成	○事業系一般廃棄物の減量を推進するため条例に基づき、大規模事業者減量計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、排出者責任の徹底や指導の強化を努めていきます。		◆	→	○

その他	拡大生産者責任の徹底	○事業者に対して、リサイクル対象物の収集・運搬・資源化等において生産者が責任を持って、リサイクルに取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。 ○製造業者に対して製造段階からごみの抑制をする等、再利用・リサイクルが円滑に行われる社会システムの構築が必要であることから、国や産業界に働きかけも検討していきます。				
	販売者責任の徹底	○販売者についても、拡大生産者責任同様、店頭での資源ごみ回収等、リサイクルに取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。				

※拡大生産者責任（EPR）：Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方です。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれます。

## 2) その他ごみ処理に関し必要な事項

### (1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

組合の受入基準における処理困難物、環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目はそれぞれ以下の表に示すものです。これらについては、収集しないことを住民に対して周知徹底していきます。

それに併せて、適正処理困難物については販売店、メーカーによる回収に関して事業者へ依頼し、引き取り先を明確にし、市民への周知、情報提供を進めていくものとしします。

なお、在宅医療の進展に伴い、在宅医療系廃棄物は増加しているものと想定されますが、作業員の安全性の確保などの面から、収集運搬及び処理の受け入れについては見極めが必要です。したがって基本的には医療機関等へ持ち込み、適正な処理を進めるものとししますが、今後感染性のない医療系廃棄物については受け入れについても検討していくものとしします。

また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新処理技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣自治体との連携を図り国、府、メーカー等へ働きかけるものとしします。



特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

廃棄物	組合による指定	法令等による指定			内容等	処理方法
	適正処理困難物	一特別管理一般廃棄物	適正処理困難物	法リ対サイケ目ル		
ガスボンベ	○				プロパン等可燃性のもの	製造メーカー、販売業者に依頼してください。
消火器	○				全般	
オートバイ	○				原動機付き自転車含む	
タイヤ	○		○		ホイール等含む	
医療系廃棄物	○				注射針等含む	病院・販売業者に依頼してください。
建築廃材	○				土砂・木材・ブロック等	法令で定められた廃棄が必要です。
危険物	○				ガソリン・灯油・オイル・シンナー・火薬類・薬品	製造メーカー、販売業者に依頼してください。
冷蔵庫（業務用）	○		○			
鋼材	○				H型鋼等	
多量な高カロリー廃棄物	○				プラスチック類・塩化ビニール・紙類	
スプレーカン	○				穴を空けていないもの	
バッテリー	○					
ドラム缶	○					
バキュームホース	○					
ロール類	○				長尺テープ類	
宗教などに伴う廃棄物	○				墓石・墓標	
ごみ種別混入物	○				各施設で処理するごみ種別が混入されている廃棄物	適正な分別を行ってください。
その他の廃棄物	○				上記項目以外で各施設に支障をきたすおそれのある廃棄物	
P C Bを使用した部品		○				製造メーカー、販売業者に依頼してください。
煤塵		○				処理処分業者に直接依頼してください。
ダイキソノ類含有物		○				
感染性一般廃棄物		○				医療器具販売業者、医療機関に相談してください。
テレビ			○	○		直接指定法人に持ち込むか、小売店等に依頼してください。
冷蔵庫・冷凍庫			○	○		
エアコン				○		
洗濯機				○		
衣類乾燥機				○		
パソコン				○		
スプリングマットレス			○			製造メーカー、販売業者に依頼してください。

## (2) ポイ捨てごみ・不法投棄対策

「まちをきれいにする条例」が平成18年7月に施行され、阪急長岡天神駅周辺を中心に環境美化推進員を配置して、ごみ拾いと啓発活動を行っています。報告内容を基にごみのポイ捨て等の目立つ個所には看板、ポスターの設置などを行い、ポイ捨て防止に向けた対策の強化を進めていきます。

不法投棄には環境監視員によるパトロールを実施するとともに、広報やパンフレットで適正な処理についての協力を市民に呼びかけ、市民の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

自分のごみは自分で持ち帰り、空きカン、空きビン等のごみのポイ捨てがない清潔な居住環境を目指します。また、市民による地域の530（ゴミゼロ）運動の実施について支援します。

## (3) 計画推進体制

市民・事業者・市の三者が一体となり、ごみ減量・再資源化の推進に努めます。市は、減量化・再生利用を図るため、市民・事業者・市の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。また、市は市民に対しては情報公開や環境教育、活動支援などを行い、事業者に対しては事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた指導や活動支援などを行っていきます。

市民は、ごみの排出抑制、適正排出に努めるとともに、ごみの適正な処理に関して市の施策に協力するものとします。

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等により減量に努めるとともに、ごみの減量その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力するものとします。

さらに、市は毎年計画の進捗状況を把握し、「一般廃棄物処理計画懇話会」で進捗状況の確認・検証を行うとともに、京都府及び関係機関等と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

## (4) 情報管理計画

### ・処理状況・情報の公開

ごみ処理実績データ（ごみの受入から処理・処分まで）を集計し、運用管理を行い、計画策定などに利用し、効率よく遂行できるようにします。

また、実績データ等の情報は、ホームページや広報紙などの広報啓発活動に活かすように努めます。

### ・ごみ処理費の情報公開

ごみの収集運搬費、処理費・処分費等をホームページ等で情報提供し、コスト削減を図っていきます。

### ・リサイクル情報の発信

家庭用品活用コーナー、粗大ごみの修理・再生情報、リサイクル関連情報等を

ホームページ等で情報提供に努めます。

#### **(5) 災害廃棄物対策**

震災や水害などの災害が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が多量に発生することが想定され、被害の大きさによっては現状の処理体制の維持が一時的に困難となる場合も想定されます。

災害時に廃棄物処理に支障をきたさないよう、近隣のごみ処理施設を持つ自治体等との連携体制の構築を検討するとともに、災害時の廃棄物処理対策について組合及び関係市町間で調整を図るものとします。